

水道開栓・閉栓 名義変更について

水道開栓・閉栓・名義変更の申し込みはお早めに！！

1. 水道開栓の申し込み（窓口での『開栓届』が必要です）

- (1) 引っ越してこられたとき
- (2) 家を新築したとき

2. 水道閉栓の申し込み（窓口での『閉栓届』が必要です。尚、お電話でも受付けています。）

- (1) 引っ越していかれるとき
- (2) 家の改築や長期間留守にする、清掃業者が入る等で一時水道を止めたいとき
- (3) 家の取り壊しなどで水道を廃止される時

※ 閉栓のお届けが無い場合、ご使用されてなくても基本料金のご請求が継続する恐れがあります。

3. その他の変更があったとき（窓口で変更の届出が必要です。）

- (1) 使用者の氏名、名義を変更したいとき（名義変更）
- (2) 請求書の送り先を変更したいとき

お問い合わせは、水道部総務課業務係（098-850-0026）まで連絡してください。

※ 受付時間は、平日 8：30～17：15 となっております。（但し、当日の開閉栓については16:30までとなっております。）

水道料金を滞納されますと、給水停止となりますので
ご注意ください！！